

龍ヶ崎市（以下「甲」という。）と茨城県弁護士会（以下「乙」という。）は、龍ヶ崎市における効果的な空家等の対策を講じ、市民が安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、空家等が管理不全な状態となることを未然に防止するとともに、管理不全となった空家等の状態を改善することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 管理不全な状態 空家等が適正に管理されていないことにより、生命・身体及び財産に被害を与えるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために空家等を放置することが不適切である状態をいう。
- (3) 所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。

（取組内容）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 空家等の登記、相続等に関すること。
- (2) 空家等の所有者等及びその親族に対する相談事業に関すること。
- (3) 空家等の管理不全な状態の防止に向けた啓発事業に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認めること。

（甲が行う業務）

第4条 甲は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 空家等の所有者等から登記、相続等に関する相談を受けた場合に、次条に規定する、乙の業務について紹介すること。
- (2) 市広報紙、市公式ホームページその他の方法により次条に規定する、乙が行う業務について周知を行うこと。

(乙が行う業務)

第5条 乙は、空家等に関し、次の業務を行うものとする。

- (1) 空家等の所有者等からの空家等の登記、相続等の法律相談に関すること。
- (2) 甲が空家相談会を開催する際には、相談員を派遣すること。
- (3) 空家等の適正な管理等について、甲がパンフレット等を作成した際には、会員の事務所等で掲示・配布に努めること。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了前に甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定の有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後も同様に更新されるものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙及び乙の会員は、第5条に規定する業務を通じて知り得た個人情報その他の情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。乙の会員がその職を退いた後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年9月30日

甲 茨城県龍ヶ崎市3710番地

龍ヶ崎市長 中山 一生

乙 茨城県水戸市大町2丁目2番75号
茨城県弁護士会

会 長 根本 信義